

岐阜県公報

第二千七百八十号
平成二十八年九月九日

(金曜日)

目次

告 示

道路の供用開始 (道路維持課) 五六五
 保安林の指定解除 (中濃農林事務所) 五六五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 五六六
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 五六六
 岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦 (労働雇用課) 五六六
 土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 五六八
 土地改良区役員の退任 (同) 五六八
 土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 五六九
 落札者等に関する公示 (教育財務課) 五七〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか) |
|----------|------------|--|--------------|-----------------|--------------------------------------|
| 一般 国道 | 三三六六十 号 | 飛驒市宮川町打保字ナリテ山 九八四番二四地先から 同 市同 町同 字同 九八四番六地先まで | 七・五 | 平成 二六・九 九 | 平成 二七・三 二六 平成 二七・九 二九 |

岐阜県告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十八年九月九日

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
関市迫間字前平八九一の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
無線施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年八月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人happy netみのかも
- 三 代表者の氏名 馬場 裕子 ・ 長谷川 尚子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣三六六番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、核家族化が進み、世代間の交流や人と人とのつながりが希薄になっているという課題に対して、健康増進、地元企業の活性化、地産地消の取組、フリーマーケットでのリサイクルの取組などの地域活性化イベントの実施により、地域の人々が楽しむことができ、人

と人のつながりを深め、まちづくりに寄与するとともに、大人のための生涯学習活動や子どものためのキャリア教育や遊び学ぶ場づくりを進めることで、夢や希望を持ってまちで生きる人々を応援することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年八月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県精神保健福祉会連合会
- 三 代表者の氏名 山田 偉雄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市下奈良二二 一 岐阜県福祉・農業会館 三階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の精神障害者及びその家族会相互のネットワークづくりを推進し、精神障害者の精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦

岐阜県労働委員会委員のうち、使用者委員に一名の欠員が生じるので、補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり使用者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十八年九月九日(金)から

同 年十月十一日(火)まで

四 推薦手続

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

1 別記様式の推薦書

2 被推薦者の履歴書

別記様式

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦について

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 年 齢 | 所 属 団 体 及 び 地 位 | 所 属 会 社 及 び 地 位 | 備 考 |
|-----|-----|-----------------|-----------------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所 |
|-------|---------|----|---------|--------|--------|
| 岐阜市次木 | 平成六・三・三 | 理事 | 堀 誠 | 岐阜市高河原 | 七九番地 |
| 同 | | 同 | 日比野 親生 | 同 | 四一四番地一 |
| 同 | | 同 | 早瀬 克己 | 同 | 六四八番地 |
| 同 | | 同 | 日比野 善郎 | 同 | 七〇四番地 |
| 同 | | 同 | 日比野 さか江 | 同 | 六八六番地 |
| 同 | | 同 | 青木 康起 | 岐阜市日置江 | 一八六番地 |
| 同 | | 同 | 青堀 三郎 | 同 | 四七番地 |
| 同 | | 同 | 青堀 直樹 | 同 | 六三四番地一 |
| 同 | | 同 | 堀 勲 | 同 | 一七六番地 |

就任した役員

| 土地改良区 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所 |
|-------|---------|----|--------|--------|--------|
| 岐阜市次木 | 平成六・四・一 | 理事 | 日比野 幸雄 | 岐阜市次木 | 七五二番地一 |
| 同 | | 同 | 児島 一孝 | 同 | 六五〇番地一 |
| 同 | | 同 | 青木 茂雄 | 岐阜市日置江 | 二〇五番地 |
| 同 | | 同 | 日比野 正次 | 同 | 六八七番地 |
| 同 | | 同 | 堀 玄 | 同 | 六〇一番地一 |

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所 |
|-------|---------|----|-------|-----------------|---------------|
| 岐阜市次木 | 平成六・四・一 | 理事 | 奥田 敦 | 羽島郡笠松町松栄町 | 六三番地 |
| 同 | | 同 | 片桐 昇 | 同 | 五番地 |
| 同 | | 同 | 戸田 長壽 | 笠松町円城寺 | 七七七番地 |
| 同 | | 同 | 伏屋 賢治 | 同 | 二六番地 |
| 同 | | 同 | 磯貝 盛二 | 各務原市下中屋町 | 九二一番地 |
| 同 | | 同 | 栗田 榮三 | 同 | 一五番地 |
| 同 | | 同 | 河田 満 | 岐阜市芋島二丁目 | 四番七号 |
| 同 | | 同 | 苅谷 廣利 | 各務原市松本町一丁目 | 一五〇番地 |
| 同 | | 同 | 伊藤 順 | 岐阜市柳津町北塚二丁目五番地一 | 一 |
| 同 | | 同 | 水谷 賢治 | 羽島郡笠松町田代 | 九二〇の一 |
| 同 | | 同 | 加藤 正行 | 羽島市足近町南宿 | 一五五番地 |
| 同 | | 同 | 大橋 勝好 | 同 | 小幡町西小幡一五五七番地一 |

| | | | |
|---|---------|--------|--------|
| 同 | 堀 勲 | 岐阜市高河原 | 一七六番地 |
| 同 | 堀 江良弘 | 同 | 一六〇番地 |
| 同 | 監事 和田勝利 | 同 | 七七番地 |
| 同 | 松野光子 | 同 | 一一六番地二 |

| | | | |
|----|------|-------------------|----------------|
| 同 | 尾関健治 | 関市東田原 | 一〇九七番地 |
| 監事 | 木村重雄 | 美濃加茂市加茂野町木野一〇三三番地 | |
| 同 | 白田幸信 | 加茂郡坂祝町大針 | 一〇四六番地 |
| 同 | 大脇重敏 | 同 | 八百津町和知 三三七五番地 |
| 同 | 渡邊俊彦 | 美濃加茂市本郷町六丁目四番一五号 | |
| 同 | 清水幸夫 | 同 | 太田町 二八九一番地 |
| 同 | 杉山庄八 | 同 | 下米田町則光三九三番地 |
| 同 | 日江洋二 | 同 | 蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一 |
| 同 | 松田好道 | 同 | 山之上町 三五四八番地 |
| 同 | 間宮正道 | 同 | 加茂野町稲辺一六三番地一〇三 |
| 同 | 兼松修 | 加茂郡坂祝町黒岩 | 九四六番地 |
| 同 | 足立正敏 | 同 | 富加町夕田 五八六番地 |
| 同 | 岩田誠二 | 同 | 川辺町上川辺 二三八番地五 |
| 同 | 鈴木隆 | 同 | 川辺町下川辺 八九七番地二 |
| 同 | 鈴木眞平 | 同 | 七宗町上麻生 一六八二番地 |
| 同 | 尾関一夫 | 同 | 八百津町野上 六九八番地四 |
| 同 | 桑畑嘉彰 | 関市東田原 | 五九九番地 |

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年九月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃借並びにシステム構築及び運用保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成28年5月20日
- 4 落札者を決定した日 平成28年6月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市神田町九丁目27番地大岐阜ビル5F 株式会社フューチャー 岐阜営業所 所長 林 俊彰
- 6 落札金額 308,124,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成二十八年九月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社